

議案第33号

令和8年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 44事業所
- (2) 年間総給水量 5,767,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 15,800立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		379,339千円
第1項 営業収益		285,470千円
第2項 営業外収益		93,869千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用	419,826千円	
第1項 営業費用	410,458千円	
第2項 営業外費用	9,368千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 208,127千円は、過年度分損益勘定留保資金 208,127千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		0千円
	支	出
第1款 資本的支出	208,127千円	
第1項 建設改良費	38,250千円	
第2項 企業債償還金	169,877千円	

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支出

- 第1款 工業用水道事業費用
 - 第1項 営業費用
 - 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は

それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 38,320千円

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一